

松伏町告示第100号

令和5年度の財政事情について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び松伏町財政事情の公表に関する条例（昭和53年松伏町条例第18号）第2条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月1日

松伏町長 鈴木 勝

財政事情の公表

1 財政方針

我が国の経済情勢は、内閣府の発表によると、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されていますが、世界的な金融引締め等が続き、今後も物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があると見込まれています。

このような社会情勢の下、令和5年度における財政状況については、町の歳入の約3割を占める町税において、地方税統一のQRコードを活用した納付を開始し、納税者の利便性の向上を図るとともに積極的な滞納処分を行い、自主財源の確保に努めた結果、増額となりました。一方、国庫支出金や繰入金、繰越金等が減額になったことから、町全体の歳入としては減額となる見込みです。歳出については、物価高騰対策である住民税非課税世帯等臨時特別支援事業、住民税非課税世帯等重点支援事業等に係る経費が増額となりましたが、国の補助制度を積極的に活用した事業を実施し、最少の経費で最大の効果が上がるよう努めました。

今後も、社会情勢の影響に注視するとともに、令和6年度を計画始期とする「松伏町第6次総合振興計画」に基づき、各種施策に取り組み、町民ニーズを的確に捉え、真に必要な事業を選択し、「各世代が笑顔あふれるまちづくり」の実現

を目指してまいります。